

# 『福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要』

## 編集・執筆要項

### 〈編集要項〉

#### 【1】紀要発行の目的

本誌は福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センターの機関誌であって本センター規則第2条の目的達成の一環として毎年原則として2回発行する。

#### 【2】編集委員会

1. 本誌の編集・刊行については、福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センターにおいて編集委員会を組織して、これを行う。
2. 編集委員会委員は、学校臨床支援センター教員のほか、教職課程センターに所属する教員、教育推進機構に所属する教員、論文に応じて人間発達文化学類の教員がこれを務める。
3. 編集委員長は、編集委員会委員の互選によって選出する。
4. 編集委員会は、提出された論文が本誌の目的に一致し、学術論文としての一定のレベルに達しており、掲載することが適切であるかどうかを判断する。
5. 編集委員会の事務は、人間発達文化学類学校臨床支援センター事務係が行う。

#### 【3】公正研究遂行のための基本方針の遵守

本誌に投稿する論文等に係る研究は、「福島大学における公正研究遂行のための基本方針（平成19年4月17日制定）」を遵守したものでなければならない。

#### 【4】原稿提出の資格

1. 筆頭執筆者として原稿を提出できる者は、福島大学教員（本学名誉教授含む）及び同附属学校園の専任教員である。
2. 福島大学教員及び同附属学校園専任教員が筆頭執筆者ではない応募原稿については、福島大学教員（本学名誉教授除く）の推薦を必要とし、そのうえで次項の基準に従って取り扱うものとする。
  - ① 学類学生の原稿は原則として掲載しないものとする。
  - ② 大学院生の原稿は、共同執筆者に福島大学教員（本学名誉教授含む）を含むことを条件に、掲載を認めることがある。
  - ③ その他の原稿の取り扱いについては、その都度編集委員会が協議し、掲載の可否を決定するものとする。

#### 【5】原稿の投稿

1. 同一号への同一の筆頭執筆者による研究論文（原著論文・教育実践論文等）の投稿は1篇のみとする。研究ノート、その他についてはその限りではない。
2. 提出する原稿は日本語表記とし、未公開のものに限る。

#### 【6】原稿の種類

本誌に掲載する原稿の種類は、教育実践および本センターの2部門（教育相談・現職研修）、本センター旧部門の学校連携部門、旧総合教育研究センターの高等教育開発部門、キャリア研究部門、教職履修部門に関する研究論文（原著論文・研究ノート・教育実践論文等）、実践報告、その他編集委員会の認めたものとする。

- \* 「原著論文」…センター2部門、本センター旧部門の学校連携部門、旧総合教育研究センターの高等教育開発部門、キャリア研究部門、教職履修部門に関する研究論文で、著者自身によるオリジナルな研究成果をまとめたもの
- \* 「研究ノート」…センター2部門、本センター旧部門の学校連携部門、旧総合教育研究センターの高等教育開発部門、キャリア研究部門、教職履修部門に関する研究で、オリジナルな知見の披露がなされているものの、検証可能な資料の不足などの理由により、その知見の論証にまでは至っていないもの
- \* 「教育実践論文」…授業実践、教材・教具の開発、追試の結果など、十分な先行研究調査の下に著者自身のオリジナルな見解や授業実践、開発教材等をまとめたもの
- \* 「実践報告」…幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・企業等の実践報告ならびに大学（院）の授業・就業支援等に関する実践報告で教育実践論文には至らないもの
- \* 「その他」…資料、活動報告など、編集委員会の認めたもの

## [7] 審査

原著論文原稿については、編集委員会が委嘱する査読者1名による審査を経たうえで掲載の可否を決定する。ただし学外者のみによる原著論文の場合は、査読者を2名とする。なお、原著論文以外の種別の原稿については、審査を必要としない。

## [8] 原稿の長さ等

所定のフォーマットに従って作成し、原則として本誌8ページ以内とする。

本誌ページ超過は10ページ以内まで認める。超過分は個人負担とし、9ページの場合でも10ページ分となる。

※誌面等に余裕がある場合に限り、資料、活動報告、その他の原稿のページ数制限は設けないが、8ページを超えた超過ページ分は個人負担とする。またカラーページ希望の場合の追加料金も個人負担とする。

## [9] 原稿の形式・提出期日

原稿は所定の執筆要項に準拠して所定のフォーマット（MS Word）にて作成し、編集委員会宛て期日までに完成原稿及び電子文書ファイル、「編集資料」を提出すること。

## [10] 校正

校正は原則として2回とする。

## [11] その他

1. 発行は電子版のみとする。
2. 執筆者は編集委員会の編集方針に協力するものとする。
3. 掲載の順序は、原則として原稿受付の順とする。
4. 掲載が決定した原稿は全て福島大学学術機関リポジトリに登録する。

## 〈執筆要項〉

1. 論文等は日本語表記とし、長さは要旨・キーワード・引用文献などを含めて原則として8ページ以内とする。  
本誌ページ超過は、10ページまで認める。超過分は個人負担とし、9ページの場合でも10ページ分となる。
2. 紀要の判型・組み方は本文については「A4, 9ポ, 横2段, 24字, 3字あき, 50行組み」、要旨・キーワードについては「8ポ, 横1段, 44字」、注・引用文献などについては「8ポ, 横2段, 26字」である。
3. 原稿執筆にあたっては、下記事項を厳守すること。
  - (1) 原則として原稿の本文は電子文書ファイル（MS Word, 一太郎等）で作成し、福島大学人間発達文化学類支援室学校臨床支援センター事務担当（[kyoiku-s@adb.fukushima-u.ac.jp](mailto:kyoiku-s@adb.fukushima-u.ac.jp)）宛てにメール添付で送付すること。
  - (2) 下記(4)の「編集資料」「原稿チェックリスト」をセンター事務室に提出すること。（メール添付による送付可。）
  - (3) 原稿は横書きのこと。原稿には、400字程度の和文要旨と3～5語のキーワードを記載する。1ページ目の上部に標題分として9行を空けその後、要旨・キーワードを記載すること。（センターホームページ掲載の原稿フォーマット（MS Word）を利用すること。）
  - (4) 原稿とは別に、和文、欧文の論文標題と執筆者氏名などの基礎情報を記載した「編集資料」を提出のこと。執筆者の所属部局（現職等）及び連絡先・原稿の種類等は、必ず明記すること。また、投稿原稿について、編集・執筆要項並びに本学の公正研究遂行のための基本方針を踏まえているかを確認するため、自己申告による「原稿チェックリスト」を提出すること。
  - (5) 外国人名、地名等の固有名詞には、原則として原語またはカタカナを用いること。固有名詞以外はなるべく訳語を用い、必要な場合は初出の際だけ原語を付すこと。
  - (6) 注、引用・参考文献などは、論文の末尾につけること。
  - (7) 図は、そのまま製版にまわせるように作成すること。
  - (8) 句読点は「,」「。」とする。1行が24字詰めなので25字目に「,」「。」等がきた場合は、24字目につける。
4. 注、図・表、写真等は、すべて原稿枚数のなかに含め、通し番号を打つこと。